別表第一号第１の注23(3)イ(注1)中「第５項」を「第５項及び第６項」に改め、同注(3)イ(注6)中「及び第５項」を「、第５項及び第６項」に改め、同23(4)の表中「委託放送事業者又は衛星役務利用放送事業者の３分の１以上」を「基幹放送事業者の10分の１以上」に改め、同注(4)(注1)を次のように改める。

（注１）　基幹放送事業者とは、放送法第２条第23号に規定する基幹放送事業者をいう。

別表第一号第１の注23(4)イ(注2)及びウ中「放送局」を「基幹放送局」に改め、同注(5)の表中「他の一般放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者」を「他の基幹放送事業者」に、「他の一般放送事業者又は３分の１以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者」を「他の基幹放送事業者」に改め、同注(5)(注2)を削り、同注(5)(注1)ア中「放送局」を「基幹放送局」に、「他の一般放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者」を「他の基幹放送事業者」に改め、同注(5)(注1)イ中「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同注(5)(注1)を同注(5)㈠とし、同注(6)(注3)中「放送事業」を「基幹放送の業務を行う事業」に改め、同注⑧及び⑨中「放送局」を「特定地上基幹放送局等」に改め、同注⑨ア㈠Aの表を次のように改める。

曜日／時刻	月	火	水	木	金	土	日
計							
合計 時間　分（　分） ※字幕付与可能な１週間の放送時間 時間　分（　分）	備考 字　時間　分（　分）　％ 解　時間　分（　分）　％						

別表第一号第１の注23(9)ア㈠A(注2)中「、広告は（告）」及び「なお、アナログによるテレビジョン放送のすべての番組が、デジタルによるテレビジョン放送のすべての放送番組のいずれかに含まれている場合は、アナログによるテレビジョン放送を行う放送局においては、放送番組の記載を省略することができる。この場合は、無線局事項書の23備考欄にその旨を記載すること。」を削り、同注(9)ア㈠A(注4)を次のように改める。

（注４）　補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字）、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、１週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な１週間の放送時間とする。）について、字幕放送及び解説放送の別に、１週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

別表第一号第１の注23(9)ア㈡A(注5)を削り、同注(9)ア㈡A中(注6)を(注5)とし、同注(9)イの表中「広告」の欄を削り、同注(9)(注3)の次に次のように加える。

（注４）　放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

別表第一号第１の注23(9)ウ㈠及び㈡中「放送事業者」を「基幹放送事業者」に改め、同注(10)(注3)イ中「一般放送事業者」を「放送事業者」に改め、同注(15)アを次のように改める。

ア　見積表

科目	第１年目		第２年目		第３年目		第４年目		第５年目	
	事業収支	幹送業をう業収支基放の務行事の支	事業収支	幹送業をう業収支基放の務行事の支	事業収支	幹送業をう業収支基放の務行事の支	事業収支	幹送業をう業収支基放の務行事の支	事業収支	幹送業をう業収支基放の務行事の支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
１　売上高										
放送料										
有料放送料										
放送番組制作料										
放送番組売上料										
放送受託費（放送局設備供給役務料）										
その他										
２　売上原価										
放送費										
技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
３　売上総利益（１－２）										
４　販売費及び一般管理費										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										